

■令和6年度物価高騰対応の福祉医療融資支援

▷独立行政法人福祉医療機構（WAM）による優遇措置の詳細

- ・令和6年度、独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、物価高騰の影響を受ける福祉医療施設および事業を支援するため、優遇融資の取扱いを開始した。

●優遇措置の概要

貸付金の限度額は次の通り。

- ・無担保貸付は原則500万円まで。
- ・担保付き融資の限度額は、病院で7.2億円、介護老人保健施設や介護医療院では1億円、その他の施設は4,000万円まで。

●対象となる施設および条件

融資の対象となるのは、以下の要件を満たす福祉医療施設や事業である。

- ・前年同月等と比較して物価高騰による費用増加が確認できること。
- ・費用増加により収支差額が減少していること。

●申し込みおよび詳細情報

融資を希望する場合、WAMの公式ホームページに掲載されている「福祉貸付利率表」または「医療貸付利率表」を確認し、所定の手続きを行う必要がある。所定の審査があるため、申請が必ずしも承認されるわけではないことにも留意が必要である。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○福祉貸付事業・医療貸付事業

「令和6年度物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のごあんない」

https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/